

全般	
作成した書類の提出の仕方について教えてほしい。	作成した届出又は報告書をファイルとして添付の上提出してください。添付書類も同様にファイルとして添付してください。
作成した書類の提出先がわからない。	関東財務局理財部理財第1課となります。なお、監査法人が提出する書類で関東財務局理財部理財第1課が受理できる書類は、成立の届出、定款の変更の届出、解散の届出、合併の届出、業務報告書となります。
添付できるファイルの様式がわからない。 また、ファイル容量の制限があるか。	Word、Excel、PDFファイルなどが可能です。ファイル添付は、合計90MBまで可能です。詳細は「利用ガイド 金融庁 電子申請・届出システム」27ページをご覧ください。
提出書類が財務局受領済みであることについて報告が必要であるが、どうしたらよいか。	当局の受付が完了したら受付完了通知のメールが送付されますので、そちらをご活用願います。郵送等による受領済み通知の送付には対応できかねます。
受付完了通知のメールが送付された以降、何も連絡がない。	当局により審査中です。不備等がある場合は、電話でのご連絡又は差戻通知メールが送付されますので、不備内容に応じて手続きをお願いいたします。
処理が完了したかがわからない。	処理が完了したら、手続完了通知のメールが送付されます。それまでは当局により審査中ですので連絡をお待ち願います。
申請・届出一覧画面における申請ステータスの「受付済」と「完了」の違いがわからない。	「受付済」の段階では当局による内容審査中です。「完了」になった段階で処理が完結します。詳細は「利用ガイド 金融庁 電子申請・届出システム」36ページをご覧ください。
差戻通知メールが送付されてきたがどうすればよいのか。	申請・届出一覧画面より該当の[申請ID]を押下し、申請詳細画面より操作願います。申請詳細画面より、「提出」「取下」の操作が可能です。
定款変更	
届出書に法人の押印は必要か。	押印は不要です。よって、押印したものをPDF化して提出いただく必要はございません。Wordで作成した場合は、そのまま添付ファイルとして提出いただければ結構です。
定款変更届出書の様式は？	法令で様式が定められていないので任意になります。なお、ひな形を用意しておりますのでそちらを使用いただいても結構です。

誓約書の様式は？	法令で様式が定められていないので任意になります。誓約書には、提出される社員ご本人が「公認会計士法第34条の4第2項各号（有限責任監査法人の場合は第34条の27第1項第2号イ、ロ）に該当しない」旨を誓約してください。また、社員ご本人の氏名・誓約年月日の記載もお願いしています。
経歴書の様式は？	法令で様式が定められていないので任意になります。一般的に、経歴書には、社員ご本人の住所・氏名、公認会計士登録年月日・登録番号、これまでの職歴などが記載されています。最近の監査歴（主な被監査会社ごとに、「監査期間」「責任者・補助者の区分」を明示したものの。）の記載をお願いしています。また、作成時点を明らかにするため、作成年月日の記載もお願いしています。
誓約書・経歴書は自書・押印は必要か。	自書・押印は不要です。よって、自書・押印したものをPDF化して提出いただく必要はございません。Word・Excel等で作成した場合は、そのまま添付ファイルとして提出いただければ結構です。ただし、誓約書は提出される社員ご本人に誓約いただくものです。よって提出者の意思なく作成されることがないように注意願います。
定款の原本証明は必要か？	原本に相違ない旨記載する必要はありません。押印も必要ありません。
<b>業務報告書</b>	
表紙への押印は必要か。	押印は不要です。
業務報告書はExcelで作成しているが、提出は金融庁様式集にあるWord又はPDFでなくてはダメか？	電子申請・届出システムで送付できるファイルならば可能で、Excelもそれに含まれています。詳細は「利用ガイド 金融庁 電子申請・届出システム」27ページをご覧ください。
<b>その他</b>	
成立の届出を金融庁 電子申請・届出システムで提出したい。	提出は可能ですが、Gビズ登録には時間が必要であり、かつ、Gビズ登録には印鑑証明書が必要です。成立の届出は、成立の日から2週間以内に提出しなければなりませんので、十分注意願います。
監査概要書を金融庁 電子申請・届出システムで提出したい。	提出は可能ですが、提出先は関東財務局理財部統括証券監査官となります。詳細はTEL：048-600-1122（直通）までお問い合わせ願います。

業務補助等報告書を金融庁 電子申請・届出システムで提出したい。	提出は可能ですが、提出は公認会計士の登録を受けようとする者が行うこととなります（業務補助等に関する規則第4条）。詳細は理財第1課 TEL：048-600-1117（直通）までお問い合わせ願います。
金融庁 電子申請・届出システムの使用方法について質問したい。	金融庁 電子申請・届出システムの使用方法は金融庁にお問い合わせ願います。 TEL：03-3506-6000（代表） ・ 手続内容等に関するお問い合わせ先：企画市場局企業開示課（内線3810） ・ システムに関するお問い合わせ先：総合政策局秘書課情報化統括室 電子申請システム担当（内線5379、5377、3481）